



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	「留守」と「留主」：漢字通用の一事例
Author(s)	高橋, 久子
Citation	東京学芸大学紀要. 第2部門, 人文科学, 56: 201-213
Issue Date	2005-02-28
URL	http://hdl.handle.net/2309/2712
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

「留守」と「留主」
漢字通用の一事例*

高橋 久子
(日本語日本文学)

筆者は、日本における漢字の通用例について、一連の報告^{注1}を行っているが、それは主として、字形類似に基づく通用を取り上げたものである。一方で、字音の類似による漢字の通用も存在する。中国に於いては、通用字という場合、こちらのほうが一般的である。

以前、「神は非例を享けず 漢字通用の一事例」^{注2}において、字音類似による(日本独自の)通用例として、「非礼」を「非例」と表記する問題を論じた。これは、日本漢字音において、「礼」と「例」が同じであることを原因として、論語の「非礼」の語が、日本で「非例」と表記されるに到ったことを、日本人の「礼」に対する理解と関連させて述べたものである。

- その際、字音の通用のケースに、
- 「学問」と「学文」
 - 「才覚」と「才学」
 - 「意見」と「異見」
 - 「留守」と「留主」
 - 「遠慮」と「延慮」
 - 「親類」と「身類」
 - 「言語道断」と「言語同断」

のようなものがあることを挙げ、「単に同音というだけでは説明がつかず、意

味的連想関係が認められ」と述べ、今後用例の報告をすることを予告した。今回は、「留守」を日本で「留主」と表記することについて、取り上げたい。

「非礼」のケースもそうであるが、「留守」という、本来の、中国での正しい表記が厳存し、それに対して日本独自の表記(「非例」や「留主」)がなされているものであり、その表記が生まれた理由などについて、一定の考察が可能であると思われる。ここで注目すべきは、一般的に「守」が「主」と表記されるのではなく、「留守」という熟語において、「守」が「主」に書き換えられているという事実である。(「鎮守」と「鎮主」、「天守」と「天主」という類例があるが、これについては後述する。)

「留守」の元来の意味は、文字通り、ある場所に留まって守ることである。漢語大詞典では、三項の説明を立て、一、留まって管理をすること(用例としては漢書淮陽憲王劉欽伝の「博上書、願留守墳墓、独不徙」などを引く。故郷に留まり、家や先祖の墓を守る意となる)、二、軍隊が出発するとき、その一部をさいて守備要員として留めておくこと(用例としては漢書張良伝の「沛公乃令韓王成留守陽翟」などを引く)、三、皇帝が巡守や親征をするとき、大臣に命じて首都を一時的に管理させること。これを「京城留守」という。副都や仮の都にも、常設の「留守」役が設けられ、多くは地方長官を以て充てた(用例としては史記越王勾踐世家の「吳王北会諸侯於黃池、吳王精兵從王、惟老弱

与太子留守」を引く。

以上を要するに、「留守」する対象はことなるが、言葉としての意味合いは共通しており、「守」を別の文字で、例えば日本のように「主」で置き換えることは考えられない。さらにいえば、「守」と「主」は、字音が近いとはいえず、「守」は、書九反、書紐有韻、「主」は、之庾反、章紐麁韻であり、声韻とも異なる、中国での通用例は全く無い。

それに対して、日本では、中世の文書を中心に、「留守」の意味で、「留守」の表記が頻出する。この通用の前提は、日本漢字音で「守」と「主」の区別が無いことであろう。「守」については、大永四年写玉篇要略集に「シユ」、篇目次第に「シユ」、慶長十五年版倭玉篇に「シユ」「ス」「シウ」の音注が施されている。一方、「主」については、大永四年写玉篇要略集に「シユ」、篇目次第に「シユ」、慶長十五年版倭玉篇に「シユ」の音注が施されており、両者が同じ音で読まれていたことは確実である。

また、日本での「留守(留主)」の語義は、中国の本来の意味から変化して、中世以降、「外出して不在である」という用法があらわれ、後にはそれが一般的な意味になる。元来の「主人の不在を守る」意味は、「留守」からは消え、「留守居」「留守番」等の語に残っている。このような前提をふまえて、日本において「留守」が「留主」と表記されるに至った経緯を説明するのが、本稿の目的である。

まず、比較的古い例として、十四世紀以前の文書に見られる「留主」の例を挙げる。

- 1 薩藩旧記一國分氏文書、天養三年(一一四六)正月日、薩摩国司庁宣案(平安遺文二五五九号文書)「庁宣留主所ノ可早任官府施行并先日庁宣案 停止僧永修坊、如旧為安楽寺領、随本寺使所勤、全致國分寺沙汰事」
- 2 肥後国寿勝寺誌、文暦二年(一一三五)三月日、僧俊慶申状(鎌倉遺文四七四七号文書)「右、謹考案内、当寺者是東方瑠璃之靈地、利正殊勝砌也、是以代々留主御使、任先例御奉寄之条、先度令申文顯然也」
- 3 豊前永弘文書、文永四年(一一六七)十二月二十二日、豊前国留守所下

文端裏書(鎌倉遺文九八二五号文書)「文永四年十二月十二日/留主所下」

- 4 豊前樋田文書、嘉暦三年(一一三二)五月二十一日、関東御教書(鎌倉遺文三二二六四号文書)「正殿検見事ノ差遣使者、造畢否遂巡見、若有未作所者、且加謹責、可被注申之、一蓋南中楼 一宇三間 事、如筑後入道 妙惠・佐渡次良貞眞注進状者、大宮司公敦・弥勒寺留主尚右、背下知、不致管作云々、事实者無謂、同加検見、可被申実否焉」

- 5 筑前太宰府天満宮文書、康安二年(一一六二)三月二十二日、信祐等連署契約状案(南北朝遺文九州編四三三二号文書)「当時小鳥居法眼為留主職、大小仏事、随料所被申行之处、……入寺中刺以留主職之号、抑留嚴重之御供料、不被申行勅願等之間、……而尚今年捧不審之消息状、今競望留主職に而候、……如返答者、信高欲補留主職間、不可行之云々、此条為留主職者、尤可被申行之处、非当職条、指掌にて候」

- 6 筑後五条文書、年末詳十一月三日、良成親王書状(南北朝遺文九州編六七三三号文書)「留主居之御左右、宗金方へ委細被仰候了」

これらの用例は、4の「留主」以外は、「留主所」「留主職」「留主居」の形をとっており、4も含めて、全て役職者の不在の折りの代理人を指す。いわゆる「留守」の古い用法である。1は、十二世紀半ばの文書であり、「留主」の表記が古くから存在したことを示す。

次に、同一の資料(筆記者は異なるが)の中に見られる「留主」の用例を検討したい。北野社家日記は、宝徳元年(一四四九)から元和五年(一六一九)にわたる古記録であり、「留主」の表記が多く用いられている。しかも、時代を反映して、その用法は、既に多様になっている。大雑把に分類すれば、A、古い「留守」の意味、即ち「主人の不在の間の代理人」と、B、新しい「留守」の意味、即ち「主人が外出して不在であること」の両者に分けられよう。勿論、AとBの間には、論理的なつながりがあるが、中間的な用法というものは存在しない。

次の7から69までの用例のうち、用法Aに属するのは、13(与十郎を留守居役として残す意)、22(禅興・禅祐・禅永の三人が留守居役として残る意)、25

「留守の衆」は、留守居役の衆の意、26「留守の衆」は、留守居役の衆の意、29「留主居」の語、33「目代が伏見に行っている間の留守居の意」、38「留守居役の意」、39「留主居」の語、40「留主居」の語、48「留主居」の語、53「跡の留主」の語、60「留主」は「留守居」の意、61「留主に居」、62「留主」は「留守居」の意、65「法華堂の留守居役の意」である。

それ以外のケースは、全てBに属するが、訪ねた先の主人が不在の時は「留主」、自分の所（北野天満宮の社家松梅院）の人間の不在については「留主」との使い分けが見られる。

中で、43・44・45に於いては、近い箇所ではA・B両義の「留主」が用いられている。43の「当坊留主に役者兩人留主仕」、44の「当坊留主の間、詰候て留主仕故也」、45の「当坊留主故、留主に酒をのませ」では、ともに、上の「留主」がB、下の「留主」がAである。要するに、AとBの使い分けは、文脈によるもので、形態的な差はなかったものとみなされる。「留主居」（Aのみ）や「留主」（Bのみ）のような複合言語になって、はじめて区別が付くものようである。

7 北野社家日記、宝徳元年（一四四九）閏十月十三日、「自今日番承仕成祐、密乗院来而金台寺有同道、百足持参、留主也、晩影まがに金台寺遣、又忒百足密乗院へ持参也、子細不存知也」

8 北野社家日記、宝徳元年（一四四九）十二月二十七日、「大覚寺殿御礼参上、御飾持参、広五寸・高壹尺、正無動院同御飾遣之、御留主之間、菊松に申置而退出了」

9 北野社家日記、天正十七年（一五八九）八月八日、「観音寺へ参候へ共、見海留主に而閑齋同道仕罷帰候」

10 北野社家日記、天正十七年（一五八九）十月十八日、「紹巴より昨日禅昭・我等兩人を能辨よひに参也、今日参候へ共、紹巴留主にて玄仍に合候而帰也、さ衣の本我等・禅昭兩人に第二を半ふんつゝ書候へと申され候」

11 北野社家日記、天正十九年（一五九一）閏正月十九日、「今日民法へ今朝早々参候へは、よ所御出にて留主にて帰」

12 北野社家日記、天正十九年（一五九一）二月十二日、「今日松新へ礼に参候、留主にて帰」

13 北野社家日記、天正十九年（一五九一）三月二日、「会所月次紹巴御出にて候へ共、禅昭とよ所に参候故、出座不仕候、今日村播より禅祐・見海之地子之事に使者を今小路へ被付也、今日与十郎留主置申候、千本念仏見物に参、女共今夜より帰」

14 北野社家日記、天正十九年（一五九一）六月十日、「村播へ地子之事西京口のを御きわめ洋給候へと申状遣之、明二郎御出也、民法印へ参候、留主にて罷帰候」

15 北野社家日記、天正十九年（一五九一）六月十五日、「今夜浅野左京大夫殿・浮田殿松梅院へおとり御かけ候也、松梅院留主と申候へ者天神の前にて御おとり候て御帰也」

16 北野社家日記、天正十九年（一五九一）七月二十五日、「今日法花堂乗海留主にて候間、拙子見海へ申渡、今日先見海の者御置候へと申候也、則しやう福御置候也」

17 北野社家日記、天正十九年（一五九一）八月十二日、「禅永青木きのかみ殿へ礼に御出候へ者、留主にて御帰也、森勘八殿よりのほりさをもらいに参候、禅永留主、不遣候」

18 北野社家日記、天正十九年（一五九一）九月二十四日、「留主にて罷ま」

19 北野社家日記、文禄三年（一五九四）正月三十日、「当番承仕着到取に來、当坊留主にて候へは、又今晚取に來」

20 北野社家日記、文禄三年（一五九四）二月十五日、「出京申、刀あつらへ申、今日とうふくの面くる茶かい申也、今朝長三郎にめぬきとらせ申候也、禅永も長三郎にてつはう被遣、今日村播御出候へ共、留主にて不懸御目也」

21 北野社家日記、文禄四年（一五九五）正月十七日、「大津京殿さまへ御祈禱之巻数・折遣、御つほねへこふ百ほん、京さまより二百疋來、養命坊へ当春の礼返しに参、留主にて帰、石塚寺へ参」

22 北野社家日記、文禄四年（一五九五）正月十八日、「禅興・禅祐・禅永留

- 主にて、御講禪昭・我等兩人仕」
- 23 北野社家日記、慶長四年(一五九五)二月二日、「山田与兵衛殿へ礼に参候へは、谷出羽殿へ御出にて御留主に申置帰、見齋参而朝食給申候、妙藏院・禪昭など正月の礼に御出也、一日遊山仕、大酒有」
- 24 北野社家日記、文禄四年(一五九五)二月九日、「道哲に馬場にてあひ申、我等所へよひ入、酒五盃申候也、肖心所へ礼に参候へは留主にて帰」
- 25 北野社家日記、文禄四年(一五九五)三月十四日、「道哲煩見舞に参、稲葉右京殿より樽二か・三しゆ、むすめ方へ小袖一つ給也、白与五所へも参、弥四郎にもあひ申候、大方殿に振舞有、禪永留主の衆御出也」
- 26 北野社家日記、文禄四年(一五九五)三月二十四日、「今朝社参、能長当番丞仕西土戸まで下而礼仕也、禪永留主の衆各をふる舞申候、介・又兵殿なども御出也、禪祐御出也」
- 27 北野社家日記、文禄四年(一五九五)四月十九日、「道宣へ参候へ共留主にて帰、稲葉殿へ新平遣也」
- 28 北野社家日記、慶長三年(一五九八)十月二十一日、「今勘右衛門殿御出候へ共、我等出京留主にて御帰也、……一、一安軒へ八木一石遣、今度肝煎之礼也、女中へたひ二束進し候、一安留主にて申置帰也」
- 29 北野社家日記、慶長三年(一五九八)十一月二十五日、「今日法花堂参銭三貫三百五十九文有之、三中と申僧法花堂留主居勤行人に置、これをよひ酒のませ申候、西田善四郎をそへ番に置」
- 30 北野社家日記、慶長三年(一五九八)十二月九日、「清泉所へ礼に参、五十足持参申、留主にて帰也」
- 31 北野社家日記、慶長三年(一五九八)十二月二十六日、「梅寿丸明後日出仕の儀、竹内門跡へ目代を以申、目代伏見へ参留主故、小島を以案内申、甚四郎尤之由返答申、目代内に居候はねは、何時も此方より直に案内申入、目代留主なれば、目代女房請取置、目代を何方へもよひに遣申事社例也」
- 32 北野社家日記、慶長四年(一五九九)閏三月十六日、「徳善院へ之折持参申、御留主にて松田勝右衛門尉殿に申置、松勝右へもますの魚一足持参申、我等越前へ罷下之間、留主の儀頼申由懇に申」
- 33 北野社家日記、慶長四年(一五九九)四月六日、「昨日徳善院下代葛西太兵衛よりとて、当森けんたい分の内、枯木共きらせ申由案内之由目代所より申来、目代伏見に居、留主より申来、則西田蔵介出、松のほそき木は西京に御蔵入、又は当坊知行なと有之間、いれうのくに成申由申来、則同心申、枝葉之儀は、竹門と当坊と半分つゝ取、柴十七束つゝ取申」
- 34 北野社家日記、慶長四年(一五九九)九月朔日、「参勤す、着到昨日晦日に番丞仕取来候を失念仕由申、今朝取来、稲波留主故、能光取来候へ共帰、能氏番也、稲波方より後に持せ遣、非例々々」
- 35 北野社家日記、慶長四年(一五九九)十二月十七日、「山城州へ今日七右衛門遣候へは、留主之由申帰」
- 36 北野社家日記、慶長四年(一五九九)十二月十八日、「今日又山城州へ人を遣、又状遣、留主之由也」
- 37 北野社家日記、慶長四年(一五九九)十二月十九日、「小島大藪より帰、役者兩人へ常使を遣、役者下にて持候はんか、様子早々申越候へと申遣、能松返答には、とかく小島殿へ明朝参候て可申上と申由也、能作は留主と申由也」
- 38 北野社家日記、慶長五年(一六〇〇)正月六日、「京衆礼に御出、留主に祝返す由也」
- 39 北野社家日記、慶長五年(一六〇〇)正月二十六日、「昨日廿五日法華堂へ馬牛の絵馬二つ、目代檀那持来、則目代も来、此絵馬を御かけ候て給候へと、当坊申付置留主居三中に申、三中小島方迄案内申間、三中に請取卦候へと申付、三中に初穂少目代渡由也、小島を以当坊へ案内有之故、かけさせ申、三中小島方の状有」
- 40 北野社家日記、慶長五年(一六〇〇)三月二十九日、「今朝御講無之、当坊大坂より被帰候、社家衆へ此日留主居申遣」
- 41 北野社家日記、慶長五年(一六〇〇)四月二日、「徳善院へ昌叱を以申入、北野会所かはらそこね一段悪成候間、こけらふきに被遊候て被下候へと申処に、則奉行能瀬彦内殿給枯木御きらせ候、今日者当坊留主故、きらせず候」
- 42 北野社家日記、慶長五年(一六〇〇)五月十日、「ろさん寺等順樽一荷、兩種持参、当坊留主にて被帰候也」

- 43 北野社家日記、慶長五年（一六〇一）十月二十四日、「当坊留主に役者兩人留主仕、小者を門番に出」
- 44 北野社家日記、慶長五年（一六〇一）十月晦日、「御講有之、今晚養命坊・辻忠右衛門尉殿・石黒弥二郎よひ申、口切仕、役者兩人も茶給、是は今度当坊留主の間、詰候て留主仕故也」
- 45 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）正月四日、「目代如例年そくたいにて来、如例樽吉荷・こふ・久喜持来、かた／＼には酒無之、かた／＼にはにこり酒、返礼帯二筋遣、去年は一筋遣、当年は二筋、目代別而礼申由也、当坊留主故、稲波左近出候て左近盃をさす由也、かんもかはせ、則目代持来にこり酒出、事外酒仕帰由、広間一へん見申、一段見事出来申、目出度申由也、……能満鈴一双・こふ一束・のしと持来、シヤウソクにて来、当坊修正に参時故、留主に酒をのませ、かんもすへ候へと式阿弥に申付、能満添由申、そう者の間にてあしらひ申由式阿弥申」
- 46 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）正月十日、「目代如例御教書持来、八つ時に来、目代はかま・へんてつきて来、当坊留主に稲波左近請取、右之分申也、……惠覚跡目の義に付、屋敷の侘言につほね代参也、マンチウ一折・指樽吉荷・こふ三束到来、是も留主にて使帰す」
- 47 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）正月十三日、「一、法安寺礼に御出也、一、永陽寺長老も御出也、留主にて御帰也」
- 48 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）正月十八日、「一、法華堂の留主居三中振舞申間、今朝参」
- 49 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）五月二日、「天気快晴、宇治より帰栄任より留主の間御状給」
- 50 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）五月二十六日、「当坊留主に各検地御奉行衆御尋之由也、御社参有之、加藤喜左衛門尉殿・大十兵衛殿・彦小形部殿・阿八右・嶋次兵へ殿・松田勝右衛門尉殿此衆也、検地の所一篇御覽候由也」
- 51 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）五月二十七日、「一、栄任所へ参候へは、留主にて罷帰候、一、昌叱へ参候へ共留主にて帰」
- 52 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）六月二日、「小形部殿へ参候へ共御留主故罷帰、喜左右衛門尉殿へ可参と存参候へは、宗盛と小形部殿喜左へ御出候に四郎二郎門にて懸御目候」
- 53 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）六月八日、「会所坊主春朝湯治仕、当坊へいとまこい入申候、法華堂に居三中を以申、今日入申度由此中申、当坊同心申、跡の留主片山と申者置申由申候、当坊より見廻に人遣、ねさせ可申候間、ゆる／＼と入候へと申付、忝由被申候」
- 54 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）九月九日、「目代礼に来、台所にて酒給、稲波左近出候て酒、当坊留主故也」
- 55 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）九月十一日、「能源を頼、同母を以入公之儀色々侘言申候へ共、当坊留主の由申、不能返答に」
- 56 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）九月十二日、「目代今日当坊留主に能源子入公の小折紙持来、奉行留主故、目代昼より夜半比迄相待候由候へ共、当坊留主故、目代帰由、左候を背社法竹内門跡より目代に早々小折紙上候へとの使有之由申、当坊留主に候へは、幾日も相待、当坊へ目代小折紙上、其上奉行より竹門へ案内有之而こそ入公之次第社例に候所に、竹門社法を候事前代末聞に候」
- 57 北野社家日記、慶長六年（一六〇二）九月十六日、「藤堂 来申様栄任候へと御酒 案内之由被仰由迷或仕 いか様にも当坊御候へと御酒 次第 可申候由栄任方より申来」
- 58 北野社家日記、慶長七年（一六〇三）七月七日、「養源院社参にてみす見られ候由也、当坊へ杉原一束・一本持来也、留主にて不懸御目候」
- 59 北野社家日記、慶長十年（一六〇五）正月四日、「目代如例の樽二つ、肴如例持来、当坊留主にて小畠盃を目代に給、さて引而物例のおひ一筋被下、忝由申帰由也、広間の次にてかんとすへ候由也」
- 60 北野社家日記、慶長十年（一六〇五）七月朔日、「今日いみの御供参、御拝膳に参候へと丞仕申来、神事奉行へ参、当坊の御宿へ参、御籠にて会所に御座候由留主返答すれば、則其丞仕会所へ来、御拝膳と申也、如例庭上計にてのつと有之、御供四膳、御かず無之、当坊へ二膳上、当坊分と禅意分と也」

61 北野社家日記、慶長十一年(一六一六)七月朔日、「会所春朝去月死去仕候間、則会所諸道具日記に而当坊へ渡、請取、則小畠と稲波左近と申付、などへ入ふうつけて置、春朝跡に宗元と申田舎仁有之、其まゝ留主に居当坊より法華堂に置申候三申と申仁に会所を預け申、主成也、依其今度けつさいにもつれて籠申」

62 北野社家日記、慶長十七年(一六一二)正月五日、「今夜真西町にてケンクワ有之而人死、伊賀殿駿府に御入候へ共、留主へ町より届申也」

63 北野社家日記、慶長十七年(一六一二)正月七日、「今夕明日八日の着到番丞仕取来、当坊留主故、初に不遣候へは、帰宅の時又取来也、及暮渡也」

64 北野社家日記、慶長十七年(一六一二)正月二十七日、「伊勢上部大夫御出也、我等留主故被帰」

65 北野社家日記、慶長十七年(一六一二)三月七日、「一、宰相供には、塔に置申留主させ申候坊主清寿遣也、一、法華堂の留主申付忠円は此方にてめしつかい申候」

66 北野社家日記、元和三年(一六一七)十二月三日、「一、板倉殿へ参、境内の町夫役之義申付と申参、即町の者よひに遣候へと奉行衆被申候間、よひに遣候へは、今小路年寄共留主の由にて被参故、曲事と申罷帰也、明日出候へと申付、一、京衆留主に御立寄之由也」

67 北野社家日記、元和三年(一六一七)十二月十日、「兼与へ参、留主にて帰」

68 北野社家日記、元和三年(一六一七)十二月十一日、「板倉内膳所へ参、積善兵衛を以恩田金右衛門義を内膳迄申候はんと存候ても留主にて帰申候、此義竹内殿より伊賀守処仁被仰候はん由に候より、二条より竹内殿へ参、即内膳も善兵衛も留主にて御座候旨長介を以申上候、竹内殿御留主にて申置、それより罷帰」

69 北野社家日記、元和四年(一六一八)十二月十四日、「三綱之義御ふしんの義、御内衆迄申渡すへき由申渡候へは、目代申は、今日者竹門シンニヤウ堂へ数寄に御成に候間、明日早々に可参と申、御留主に候者、左様尤と申付」

70 北野社家日記、元和四年(一六一八)十二月二十一日、「如庵返事に、河

端殿へ人遣候へとも、留主之由にて無其義候、尚河端と談合申候はんと返事也」

71 北野社家日記、元和四年(一六一八)十二月二十二日、「一、如庵へ人遣候へは、ふる舞に被参、留主の由にて候、使左兵衛也、又徳松遣す、……一、河端所へ人を遣候へは留主の由、参へく」

北野社家日記以外の、記録、文書、古籍の中から、類例を、次に時代順に挙げる。ここでもAとBで区別するならば、Aに属するものは、78、81、83、87、94、121、122、125、127、129、131、132、134、135、142、152であり、約二割に過ぎない。117の「御留主に候間、御留主居之衆頼」のように、BとAが連続して用いられたいも見られる。梅津政景日記が殆どBであるような、資料の特徴による偏りも見られる。舜旧記では、単に「留主」のみで、留守居役の意味に用いているが、A Bともに、多くは「御留主」「御留主居」「留主居」のような複合語となり、意味を限定しやすくしている。また、「留主仕る」(135)、「留主をしてい」(142)のように、動詞との組み合わせで区別されることもある。概していえば、近世に至るまで、「留守」は、A B両義共に併存し、表記は「留主」も用いられたことが認められる。

72 親長卿記、文明四年(一四七二)六月二十四日、「曇華院盗人参入之由聞之、先参安禅寺殿尋申、一昨日参入之由有仰、帰路之次参入、驚入之由申了、御留主云々」

73 親長卿記、文明九年(一四七七)十一月十二日、「有留主之間有召云々」

74 福田寿郎氏所蔵文書、天正十一年(一五八三)六月四日、北条氏邦提書(戦国遺文後北条氏編二五四三号文書)、「一、他所之不知者、留主中留間敷事」

75 入江文書、年末詳三月十六日、入江善兵衛氏純遺言状(史料纂集入江文書一五五号文書)、「諸道具何とも孫三郎簡次第、三九郎事も何分に、孫三郎心儘に仕候様に、御相談被成可被下候、孫三郎・三九郎儀、万事御相談被成可被下候、丸権九郎殿・中西伊兵衛殿御事、御留主故不申置候、不相替頼入存候」

- 76 兼見卿記、天正十一年（一五八三）十月二十六日「尾池又右衛門折紙到來、防城名主職百姓弥左衛門無沙汰也、可申付之由申來、留主之由申返云々、即召寄弥左衛門相尋了、無別義也」
- 77 兼見卿記、天正十二年（一五八四）三月四日「出京、参近衛入道殿、為御遊山御成、御留主御所也」
- 78 岡本氏古文書写、天正十八年（一五九〇）三月十二日、北条家定書写（戦国遺文後北条氏編三七八六号文書）、「一、留主二置者之交名悉相記、来十六日二上之、役所へ者、廿日二可置付事」
- 79 舜旧記、慶長十九年（一六四四）正月十日「次唯心院正忌之齋僧 二十疋 遣也、予 依留主喜庵吉田へ被越、焼香已下被申付之由也」
- 80 舜旧記、慶長十九年（一六四四）四月十二日「御幣帛八本・三本也、幣三本新調ニシテ社頭へ上申了、次飛鳥井殿ヨリ錫二対持給也、次高野女中多賀参依留主へ音信餅一重・指樽一荷、遣也」
- 81 舜旧記、慶長十九年（一六四四）七月二十九日「早朝市正殿ヨリ使ニテ、上棟大仏供養延引之由申來也、次会所意齋追出二付、留主之事此方として可申付之由使者也」
- 82 舜旧記、慶長十九年（一六四四）十二月二日「次左兵衛 へ栗一折、龜松院 へ小豆餅一重、在所 へイチヤウ実一折、令持参、折節依留主申置畢」
- 83 梅津政景日記、慶長十七年（一六一二）六月八日「六日に、加賀左兵衛 かけおち候由、左門・加兵衛・我等留主者処より申越候、京目貳百 式十目留主居の者つけ取候由申越候」
- 84 梅津政景日記、慶長十七年（一六一二）六月二十九日「房州は、苅谷野 へ御越、留主之由」
- 85 梅津政景日記、慶長十九年（一六一四）三月五日「惣右衛門殿へ参候へは、御留主に候間、番之衆に申置、罷帰候」
- 86 梅津政景日記、慶長十九年（一六一四）三月七日「次兵へ殿参候へは、御留主に候間、小性衆に申置、罷帰候」
- 87 梅津政景日記、慶長十九年（一六一四）十二月二十日「右之様子は、大坂より 將軍様御畑本衆、江戸御留主居衆へ、去月朔日之御日付にて、被仰越候」
- 88 梅津政景日記、慶長二十年（一六一五）十一月十日「右馬助申上分は、彼百性之子共、在寺之上、取申事に無御座候、当夏四月大坂へ罷登候時分、物成済かね申候間、しち成共取候へと申付、罷登たる事にて御座候、留主之内取申たる義に御座候間、日けんはしかとおほへ不申候由申上候」
- 89 梅津政景日記、元和二年（一六一六）三月十九日「土井太炊殿へ可参と存、赤見惣右衛門殿へ両度まで参候へは、御留主に候間、罷帰候」
- 90 梅津政景日記、元和二年（一六一六）三月二十二日「清左衛門殿へ参候へは、御留主にて、不懸御目候」
- 91 梅津政景日記、元和二年（一六一六）三月二十九日「土谷忠次殿 御城 へ御出被成、御留主候間、人を付、罷帰候得は」
- 92 梅津政景日記、元和二年（一六一六）三月晦日「土谷忠次郎殿も其様子に、源右へ被仰越候間、清左衛門殿可請御意と存、参候得は、御留主候間、夜に入候て罷帰候、……土谷忠次郎殿は御留守、清左衛門殿も御留主にて不承」
- 93 梅津政景日記、元和三年（一六一七）三月二十六日「右之旨申上候へは、被 仰出分は、御藏衆申所尤に候間、半右衛門所へ渡し、御留主中跡々 濟・かゝり緋候へと、被 仰付候間、其かき付請取、半右衛門に相渡し申候」
- 94 梅津政景日記、元和三年（一六一七）五月二十一日「兵左衛門所に而女房さしころし、我等下之者若狭家へかけこみ候処に、留主へ指置候若狭、久兵へからめ取、桐沢久右衛門へ相渡候由、閑場にて承候」
- 95 梅津政景日記、元和五年（一六一九）九月六日「為御上使真木清兵へ殿御出被成候、御様子は、明日大坂へ御下被成候、御留主に緩々 与 罷有候得と、公方様仰出之由」
- 96 梅津政景日記、元和五年（一六一九）九月八日「対馬殿は御 城へ御出被成、御留主之由候間、神谷伊左衛門と申仁へ御状渡、罷帰候」
- 97 梅津政景日記、寛永元年（一六二四）正月八日「千本忠三郎殿為御見舞御出被成候、為御礼拙者被遣候、御太刀御馬代判金彦牧、正三郎殿御留主に候間、戸祭二郎右衛門と申者に申置、罷帰候」

- 98 梅津政景日記、寛永元年(一六二四)二月十六日、「黒田右衛門殿へ御振舞御出候義に付而、相馬大膳殿へ御使に参候、御留主に候間、田村善兵へと申人に申置、罷帰候」
- 99 梅津政景日記、寛永元年(一六二四)二月二十四日、「三浦長門殿御見舞として御出被成候、御息將監殿御同心、何も御太刀御馬代銀杓枚、此為御礼拙者御使に参候、御留主に候間、佐々野九右衛門と申者に申置、罷帰候」
- 100 梅津政景日記、寛永元年(一六二四)三月十六日、「朝、西丸御よこ目秋山拾右衛門殿へ為御使者参候、御進物には、御太刀・御馬代判金杓枚・御小袖拾被進候、御留主に候間、申置候へは、今八時、屋形様へも御礼状、私にも被下候」
- 101 梅津政景日記、寛永元年(一六二四)四月六日、「昨日之為御礼、石川八左衛門殿へ参候、御留主に候間、伊兵へに申置、罷帰候」
- 102 梅津政景日記、寛永元年(一六二四)七月四日、「青山縫殿助・萩庭弥右衛門舟子粮米之御算用、我等留主ノ内究、粮米過上之分弘七石九斗七升三合、元和七年より同九年迄ノ分に見え申候間被相渡候へと、御蔵衆へ書付遣申候」
- 103 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)三月十一日、「御鷹鷹三つ御持参御登城、御本丸へ御供いたし候、其より駿河中納言様へ御見廻、御留主にて伊藤右馬丞殿に被 仰置候」
- 104 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)三月十三日、「水野河内殿へ御鷹野鷹吉つ・御小袖五つ被遣候、持参候、御留主に候間、岩田長へもんに渡置申候」
- 105 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)三月十八日、「南光僧正へ彦二郎殿初而御出被成候、改御供候、御音信ものには御小袖五つ・銀式拾枚御持参、御留主に而覚音坊に申置候」
- 106 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)三月二十九日、「一、井上主計殿へ鮭之子籠式拾尺・鮭の鮭志桶被進候、御使に参候、御留主に候間、おきつ甚之丞 与 申仁に頼、罷帰候、一、長井信濃殿へ七日御進物にて御使に参候、是も御留主に候間、こくへ彦左衛門と申ものにしたのみ、罷帰候」
- 107 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)四月二日、「一、紀伊國中納言様へ御暇罷出、近日御登之由、就之に、為御見廻御出被成候、御太刀・御馬いかな鹿毛被進候、御馬ひかせ致御供候、御留主にて御参会なし、後刻富岡大膳御使者に被参候、……一、三浦長門殿へ御太刀御馬代銀杓枚・呉服五つ被遣候、御使に参候、御留主にて梅原五左衛門と申ものに申置、罷帰候」
- 108 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)閏四月六日、「義隆様内藤外記殿へ御出被成候、御太刀馬代銀廿枚^{注4}・御袷五つ被進候、御供いたし候、御留主之よし候間、申置候」
- 109 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)閏四月十五日、「伊達越前様昨日御登之由、御留主に御使者あり、就之に、御使に参候、御直に御返事承、申上候」
- 110 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)五月十日、「去五日晚、修理様就御祝儀に、御振舞に御出被成候御礼として、青山大蔵殿へ御使に参候、御音信ものには、御太刀馬代金子杓枚并御袷五つ被進候、御留主に候之間、たんげ惣右衛門と申仁請取」
- 111 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)七月五日、「西江長老当頭^{注5}之儀に付、石井五郎左衛門妙心寺雑花院へ一昨遣候へ共、御留主にて不懸御目、昨日金銀相渡申候由御聞取、今日罷帰候」
- 112 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)八月十日、「淀へ御使に参候、酒井雅楽殿へ御樽吉荷・鶴吉つ被進候、石川太郎兵衛に渡、御留主之由、酒井讃岐殿へ御樽吉荷・鯉節三百人之箱吉つ被進候、御番所之衆に渡、御留主之由、稲葉丹後殿へ右に同、御煩氣之由、こん間左太右衛門と申人に渡、内藤伊賀殿へ右に同、御留主之由、鈴木嘉兵衛に渡」
- 113 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)八月十二日、「一、大殿様為御湯治被成御立候、……一、御留主中之儀万事申付候得と、被 仰付候」
- 114 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)八月二十五日、「彈正様より御使被進候哉と返事いたし、尚状越申候得共、留主之由候て返事なし」
- 115 梅津政景日記、寛永三年(一六二六)八月二十六日、「則、若殿様為御礼伏見へ御出被成候へは、大納言様には御留主、水野淡路殿へ御礼御頼被成、

- 御番所より御帰、御供致候」
- 116 梅津政景日記、寛永三年（一六二六）八月二十八日、「一、杉原伯嗜殿御湯治中於湯本に御馳走為御礼、御使者に被遣候、御状・御口上有、御留主に候間、朝倉右衛門と申仁に申置候、一、松平下野様へ御使に参候、是も御留主之由候間、瀧茂兵衛と申仁に申置、罷帰候」
- 117 梅津政景日記、寛永三年（一六二六）十月朔日、「御宿へ参候へは、民部殿御留主に候間、御留主居之衆頼、罷帰候」
- 118 梅津政景日記、寛永五年（一六二八）十月二十五日、「御年寄衆 江御下り御暇こひとして御出被成置候、致御供候、直に戸沢右京殿・酒井宮内殿へ御使に参候、何れも御留主に而申置候」
- 119 梅津政景日記、寛永七年（一六三〇）八月十日、「政宗様御孫越前様御子当四日に御煩御死去、若殿様より為知御申に付而、佐源右衛門と同前に御使に参候、政宗様に而は、いぎの半右衛門に申渡候、越前様御留主、いとり土佐と申人に申渡候」
- 120 梅津政景日記、寛永七年（一六三〇）十一月十三日、「嶋田清左衛門殿へ右に付参候、御留主に候間、伊藤九郎兵衛と申ものに渡、罷帰候、晚、御小袖甘酒井淡波殿へ被遣候、持参いたし候、御留主に候間、折井佐五右衛門と申人に頼、罷帰候、一、酒井讚岐殿へ御小袖十・銀子三拾枚被遣候、御留主に候間、ふかす九郎右衛門と申人に頼、罷帰候」
- 121 伊達家文書、寛永十二年（一六三五）七月二十一日、伊達氏家中知行高并家族書上覚書「寛永拾貳年亥ノ七月十二日、牧野内匠殿酒井和泉殿より御用之義候間、御留主居衆可罷出申、御触御座候付而、中条帯刀同心二十二日之朝、内匠殿へ罷出候得者」
- 122 伊達家文書、寛永十二年（一六三五）九月朔日、伊達氏家中知行高并家族書上覚書「同九月朔日、牧野内匠殿より御留主居二可罷出旨、御触御座候付、帯刀同心二罷出候得者」
- 123 青方文書、寛永十五年（一六三八）四月二十一日、「淡路守江戸へ相詰候留主に、彼連判之者共、淡路守母妻子をつぶし可申たくみ仕候由承候付而、我等淡路守屋敷に番を仕、屋敷まわりにさくをゆい、戸板を以堀まわりをかまへ、上下卅人計にて番を仕、漸月日をおし送り候」
- 124 青方文書、年末詳（寛永頃）正月二十一日、青方伝広申状写（史料纂集四二二号文書）、「右一儀之内、先 淡路守様江戸へ御詰被成候御留主中、御藏入物成等彼逆心之者共をさへて納させ不申候付、御城内上下共に飢に御及候条」
- 125 伊達家文書、寛永十六年（一六三九）正月十一日、伊達氏江戸詰奉行連署状写「為 御意申入候、久世九左衛門御留主御番久敷仕、万事不自由之段被聞召、今度為御加増と、於龍ヶ崎御知行三百石之所被下置候」
- 126 熊野那智大社蔵米良文書、明暦二年（一六五六）四月十八日、日野弘資書状「先日者早々芳翰、其節他出候而不能御報候、如示来、今度者於江戸大樹御庖瘡、御輕之事情而御機嫌能、早速御暇被下罷上大慶此事に存候、留主中も為御見廻、節々使者給候由過量之至候」
- 127 元禄世間咄風聞集（岩波文庫）、二一八、元禄九一年（一六九六）一六九七、「子ノ春、森伯耆守様御死去に付て、森美作守様御忌御明候とて御登城なされ候。依之美作守様御留主居を山城守様より被為召、美作守様は御服忌はどのとをりに御うけなされ候やと御尋なされ候。御留主居申上候は、伯耆守様は御伯父にて御座候故、伯父の御忌御うけなされ候由申上候処に、誰が御差図にて左様になされ候やと御尋なされ候へば、内記様御差図にて御座候由申上候」
- 128 元禄世間咄風聞集（岩波文庫）、二一九、元禄九一年（一六九六）一六九七、「依之、何とぞよき首尾もがな。直に可申入と存居候処に、折節ひじり留主にて衆衆言人居候故、色々とくどき申候」
- 129 元禄世間咄風聞集（岩波文庫）、四一、元禄一一二年（一六九八）一六九九、「喜三郎様・十兵衛様御兩人共に御留主居御番御勤被成候由」
- 130 元禄世間咄風聞集（岩波文庫）、六七、元禄一三一年（一七一七）一七一八、「巳ノ三月、江戸村松町之者伊勢へ致参宮候其留主にて、女房隣家の山伏と密通いたし」
- 131 元禄世間咄風聞集（岩波文庫）、六一二、元禄一三一年（一七一七）一七一八、「五月廿一日、松平弾正忠様御家中にて喧嘩有之候。御留主居近藤助衛門と申者世悴兼太郎十四才之由」

- 132 元禄世間咄風聞集(岩波文庫)、八二、元禄十五年(一七二二)、「松平佐渡守様御留主朱雀平介と申者、無調法成儀有之、追込被召置候処、八月十五日切腹被仰付筈に相極り申候付」
- 133 元禄世間咄風聞集(岩波文庫)、八六、元禄十五年(一七二二)、「私儀数年上方御番相勤罷歸候。私留主之内には我々仲間不残御加増拝領仕候」
- 134 熊野那智大社蔵米良文書、寛保元年(一七四二)六月、旦那売渡証文添状包紙上書、「実方院在江戸二付留主居覚寿坊宛二而候、証文裏二も記有之」
- 135 延享四年(一七四七)十一月十六日初演、義経千本校義大夫節正本(岩波文庫)、第三、「夫はまあいかい御難儀。わたしが子は生れてより腹痛一つおこしませねば。何の用意もござりませぬ。ハテそれは気の毒や。イヤ申ほんにそれ〜。幸此村の寺の門前に。洞呂川の陀羅輔を。受売人がござりますれば。お供の前髪様ついで一走り。イヤ〜身共は当所不案内。大儀ながら其方調へてくれまいか。ヲ、それもお安い事。わたしが調へてきて上ませう。善太留主仕や。但は行か。おれもと慕ふ子をつれて。器量よければ心まで尊い寺の門前へ薬を買い急行」
- 136 安永二年(一七七三)刊、俗談今歳咄(岩波文庫、安永期小咄本集)、吸物「時しも不時のお客。三介も吉介も供に出て留主じゃから、山出しの女に吸物を言付けたれば、やがて出来て客の前へ据へた」
- 137 一茶七番日記(岩波文庫)、文化七年(一八一)八月、「常留主の門にだぶ〜清水哉」
- 138 一茶七番日記(岩波文庫)、文化八年(一八一二)十二月、「留主つかふ脊小にくし胸紙子」
- 139 文化九年(一八一三)刊、新選臍の宿替(岩波文庫、化政期落語本集)、世は逆さま「さて、ここに悪いやつがあつて、此の餅屋が繁昌するを、へんねし起こし、常々内義の恪気深いと、亭主がかんてき者とを幸いにして、女夫喧嘩をさせ、縁を切らすたくみをなし、亭主の留主を考へ、かの恪気深い内義に言ふには」
- 140 文化九年(一八一三)刊、新選臍の宿替(岩波文庫、化政期落語本集)、早うち罵「これはおかしい。なんと太右衛門さん。お前、遠州へ上瑠璃にお出でなされますれば、定めてお内は、女中、子供衆ばかりでござります。又、留主中お見舞にも参りますが、日本橋で、お名は何と申しますぞ」
- 141 一茶七番日記(岩波文庫)、文化九年(一八一三)十一月、「神々の御留主を守る月なれば」
- 142 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十年(一八一三)四月、「おとなしく留主をしていろ菫」
- 143 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十年(一八一三)四月、「長〜の留主にあかぬ庵の蚤」
- 144 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十年(一八一三)十月、「留主札のへげなんとしてちる木葉」
- 145 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十二年(一八一五)十一月、「留主寺にせい出してさく桜哉」
- 146 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十三年(一八一六)四月、「留主寺やせい出してさく山桜」
- 147 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十三年(一八一六)八月五日、「留主中木瓜ノ指木 何者力拔之」
- 148 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十三年(一八一六)八月六日、「白飛二十六夜セント行二留主」
- 149 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十三年(一八一六)十月、「氏神の留主事さはぐ鳥哉」
- 150 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十四年(一八一七)四月、「蚊の声すらり並んで留主長家」
- 151 一茶七番日記(岩波文庫)、文化十五年(一八一八)七月、「一茶留主図」
- 152 光明寺文書、天保十四年(一八四三)八月日、光明寺并塔頭・末寺記(史料纂集光明寺文書二五号文書)、「且当時其寺院無住之分、雛形之通、何月より無住に而、留主居等已差置候哉、又者留主居等も無之」

以上、中世から近世にかけての文書等において、「留主」の表記が広く用いられていたことが確認できた。しかしながら、これが正しい表記として意識さ

れていたかについては、早々に断定できない。例えば、古辞書に登録された表記としては、あくまでも「留守」がほとんどであり、有坂本和名集、伊路波字に「留主」、頓要集、官職部に「留主所」とあるのが少ない例である。文安三年（一四四六）の序を持つ熾囊抄には、「常二禪院留守僧ヲ。カンハウト云ハ文字如何 看坊ト書也 強 留主ニ不限ラ只尋常ノ後見也寮ノ時看寮ト云。世諦ヲミサハクル也」とあり、同じ項目の中に、「留守」と「留主」が、全く同じ語として混在しており、表記の揺れを示している。

「留守」と「留主」以外で、「守」と「主」が通用するケースも、数少ないが、存在する。次の例は、「鎮守」を「鎮主」と表記したものである。漢語に由来する語であり、古くからの用例を見ても、「鎮守」が本来の表記であることは言うまでもない。これを「鎮主」と表記するのは、「守」と「主」の単なる普通ではあるが、一方で、その地域を支配する「主」たる神のイメージに合う表記であることも無視できない。

153 壬生家文書 鹿雄琴庄之事、文永十年（一二七三）三月二十四日、官宣旨案（鎌倉遺文一一二二三号文書）、「併為長者之進止、雄琴社者彼所之鎮主、当家之氏神、号大炊神、所謂、今雄宿禰是也」

154 肥前有浦文書、康永元年（一三四二）十一月七日（南北朝遺文九州編一八七二号文書）、「次神事は、若宮延年者一人寄合 天 可勤仕、頭役者為姓役上者、就分々知行、百姓廻充、任先規可勤之、将又、当村鎮主若宮・浜田今熊野権現・同 八幡御神事時は自身令出仕成、相共可執、聊も不可有無沙汰之儀」

また次の例は、中世末期に現れた、天守閣を「天主」と表記するものである。現在は一般に「天守」の表記が定着しているが、本来天主教の「天主」に由来するという説もある。十六世紀後半当時の新語であるため、「天守」と「天主」のいずれが本来の形かは、断定しがたい。しかし、「守」と「主」の通用例には数えられるので、文書の中で「天主」と書かれた例を、参考までに挙げておく。

155 兼見卿記、天正十年（一五八二）正月二十日、「為惟任日向守為礼坂本へ被下、御被・百足持参、面会、於小天主有茶湯・夕食之儀、種々雑談、一段機嫌也」

156 兼見卿記、天正十年（一五八二）六月十五日、「坂本之城、天主放火云々、高山次右衛門付火切腹云々」

157 兼見卿記、天正十一年（一五八三）四月二十四日、「專説云、柴田於越州北莊居城而切腹、彼女共数人指殺、次天主ニ懸火、悉相果云々」

158 兼見卿記、天正十二年（一五八四）三月二十五日、「松田勝右衛門尉所へ遣喜介、今朝山崎之天主ヲ為壊取、奉行罷越之由申了、四五日可為滞留之由申了」

このように、「鎮守・鎮主」、「天守・天主」の例はあるものの、その両例を検討すると、かえって、「守」と「主」が無条件に通用した訳ではないことがつかえる。「留守」を「留主」と表記したのは、その語義が、「留守番役」すなわち、寺院や家の飯の「主」の意味に傾斜したことと無関係ではなからう。ここに、次のような興味深い用例が存在する。

159 近江菅浦文書、永仁七年（一二九九）三月二十三日、有道請文案（鎌倉遺文一九九九二号文書）、「任被仰下候之旨、相触塩津地頭候之処、称在京、守主仁、御教書不請取候」

160 北野社家日記、長享二年（一四八八）六月二十三日、「於内会所如日連哥所、近年笠置連哥在之云々、不可然由各沙汰在之間、留守坊主珍海召寄相尋之処、更無其儀由申間、所詮於自今以後者、猥不可有其沙汰由堅申付者也、為後証注之」

161 北野社家日記、延徳四年（一四九三）六月二十五日、「珠敵勸進帳持来也、就其会所勸進之 御判申度由申間、申付様者、惣而社中堂社事者為造管方可致沙汰之条、無予儀者也、雖然代々令無沙汰間、為時之留守坊主致勸進令修造者也」

159の「守主」は、文意より推して、塩津の地頭が在京の間の、代理の留守居役を指すことは明らかである。「留守」と「留主」のコンタミネーションである可能性も含め、正当な表記ではないとは思われるが、「留守」と「主」の概念が結びつきやすかった傍証となる。それは、160および161の「留守坊主」などの表現にも見て取れる。「留主」と表記された場合、「留守の坊主」という認識があり得たであろう。多くある「守」の同音字の中から「主」が選り取られたことには、それなりの理由があったと見てよからう。この「留主」の表記は、近世まで広く使用されたが、近現代においては、正書意識の高まりとともに消滅していくのである。

注

- 1 東京学芸大学紀要第二部門人文科学第四十六集所載「室町時代の文献に見られる漢字の通用現象に就いて 其一」(平成七年二月)、及び、同四十七集所載「同上 其二」(平成八年二月)、及び、同四十八集所載「南北朝時代の文献に見られる漢字の通用現象に就いて 其一」(平成九年二月)、及び、同五十一集所載「同上 其二」(平成十二年二月)、及び、同五十二集所載「鎌倉時代の文献に見られる漢字の通用現象に就いて 其一」(平成十三年二月)、及び、同五十三集所載「同上 其二」(平成十四年二月)、及び、同五十四集所載「平安時代の文献に見られる漢字の通用現象に就いて 其一」(平成十五年二月)、同上 其二」(平成十六年二月)。
- 2 「学芸国語国文学」第三十三号、平成十三年三月。
- 3 「官符」に当たる。
- 4 「生」の誤か。
- 5 「之」の誤か。
- 6 「晩景」に当たる。
- 7 「候て」か。
- 8 「帰」か。
- 9 「承仕」に当たる。
- 10 「承仕」に当たる。
- 11 「儀」に当たる。

- 12 「刑部」に当たる。
- 13 「刑部」に当たる。
- 14 「刑部」に当たる。
- 15 「給」か。
- 16 「承甫」か。
- 17 「迷惑」に当たる。
- 18 「意」か。
- 19 「承仕」に当たる。
- 20 「承仕」に当たる。
- 21 「承仕」に当たる。
- 22 「儀」に当たる。
- 23 「儀」に当たる。
- 24 「儀」に当たる。
- 25 「儀」に当たる。
- 26 「儀」に当たる。
- 27 「儀」に当たる。
- 28 衍字か。
- 29 「坊城」に当たる。
- 30 「別儀」に当たる。
- 31 「唯神院」に当たる。
- 32 「殿へ」の「へ」脱か。
- 33 「小姓」に当たる。
- 34 「旗本」に当たる。
- 35 「百姓」に当たる。
- 36 「儀」に当たる。
- 37 「大炊」に当たる。
- 38 「久蔵」の誤。
- 39 「巻枚」に当たる。
- 40 「忠」の誤。
- 41 「儀」に当たる。

- 42 「廿枚」に当たる。
43 「塔頭」に当たる。
44 「伯耆」に当たる。
45 「阿波」に当たる。
46 「儀」に当たる。
47 「内儀」に当たる。
48 「内儀」に当たる。
49 「淨瑠璃」に当たる。
50 「にも」の「も」脱
51 「声や」の「や」脱
52 「百」か。
53 「所」か。
54 「行」か。
55 衍字か。

(平成十六年九月三十日受理)

* On the Usage of Chinese Characters in Case of "Rusur" / Hisako TAKAHASHI
(Department of Japanese Language and Literature) (Received September 30, 2004)